

健発0328第13号
令和5年3月28日

一般社団法人日本腎臓学会理事長 殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

循環器病対策推進基本計画の変更について

政府においては、健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（平成30年法律第105号）に基づき、循環器病対策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、「循環器病対策推進基本計画」（以下「基本計画」という。）を定めているところ、本日、第9条第7項に基づく基本計画の変更について、閣議決定いたしました。また、これを受け、別添のとおり、各都道府県知事に対し、都道府県循環器病対策推進計画の変更等について依頼したところです。

貴職におかれましても、日頃より、都道府県・市町村等とともに、循環器病対策の推進にご理解・ご協力をいただいているところ、変更後の基本計画の趣旨及び内容をご了知いただくとともに、今後の都道府県循環器病対策推進計画等の変更の可能性についてご理解いただき、これらのことについて、貴管下の関係団体及び関係者に対する周知を図っていただきますよう、よろしく願いいたします。